役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 楓会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人楓会(以下「法人」という)における理事・監事、 評議員、参与、評議員選任解任委員(以下「役員等」という)の報酬等につ いて定める。

(報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、無報酬とする。

(旅費)

- 第3条 役員等が、当法人の理事会・評議員会・監査会・評議員選任解任委員会等に 出席したときは、旅費として1日4,000円を支給する。
- 2. 役員等が、当法人の業務により出張する場合は、当法人の出張旅費規程による。

(適用除外)

第4条 当法人及び社会医療法人栗山会の役職員は除く。

付則

- 1. 本規程は、平成13年6月15日から実施する。
- 2. 平成15年9月1日 改定
- 3. 平成18年4月1日 改定
- 4. 平成21年3月29日 改定
- 5. 平成29年3月25日 改定